

児童福祉法の改正等について

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日） 1

児童の福祉を保障するための理念の明確化

【公布日施行】

課題

- 児童福祉法の理念規定は、昭和22年の制定当初から見直されていない。
- ← 児童が権利の主体であること、意見を尊重されること、最善の利益を優先されること等が明らかでない。

改正法による対応

- 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等を明確化する。
- 児童を中心に位置付け、その上で、国民、保護者、国・地方公共団体（都道府県・市町村）が支えるという形で、その福祉が保障される旨を明確化する。

改正案

※下線部が改正部分

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

現行規定

第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

② すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

家庭と同様の環境における養育の推進【公布日施行（平成28年6月3日）・児童福祉法】

課題

- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。
- しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状。
- このため、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化することが必要。

改正法による対応

○ 国・地方公共団体（都道府県・市町村）の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。

- ①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
- ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
- ③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。

※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。

良好な家庭的環境

家庭と同様の養育環境

家庭

施設

施設（小規模型）

養子縁組（特別養子縁組を含む。）

小規模住居型
児童養育事業

里親

実親による養育

児童養護施設

大舎（20人以上）、
中舎（13～19人）、
小舎（12人以下）
1歳～18歳未満
（必要な場合 0歳～20歳未満）

乳児院

乳児（0歳）
必要な場合 幼児（小学校就学前）

地域小規模児童養護施設
（グループホーム）

本体施設の支援の下で地域の民間住宅
などを活用して家庭的養護を行う

小規模グループケア（分園型）

・地域において、小規模なグループで家庭的
養護を行う
・1グループ6～8人（乳児院は4～6人）

小規模住居型児童
養育事業（ファミリーホーム）

・養育者の住居で養育
を行う家庭養護
・定員5～6人

里親

・家庭における養育
を里親に委託する家
庭養護
・児童4人まで

里親等
委託率

= $\frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$

平成28年3月末 17.5%

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）の概要

（平成29年6月14日成立・6月21日公布）

改正の趣旨

虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる。

※ 昨年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）の附則において、施行後速やかに裁判所の関与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしてされている。

改正の概要

1. 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与（児童福祉法）

- ① 里親委託・施設入所の措置の承認（児童福祉法第28条）の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとし、都道府県は、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することとする。
- ② ①の勧告を行い、却下の審判をする場合（在宅での養育）においても、家庭裁判所が都道府県に対して当該保護者指導を勧告することができることとする。
- ③ ①及び②の場合において、家庭裁判所は、勧告した旨を保護者に通知することとする。

2. 家庭裁判所による一時保護の審査の導入（児童福祉法）

- 児童相談所長等が行う一時保護について、親権者等の意に反して2ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないこととする。

3. 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大（児童虐待の防止等に関する法律）

- 接近禁止命令について、現行では、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合にのみ行うことができるが、一時保護や同意のもとでの施設入所等の措置の場合にも行うことができることとする。

4. その他所要の規定の整備

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

児童相談所での児童虐待相談対応件数とその推移

1. 平成28年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数

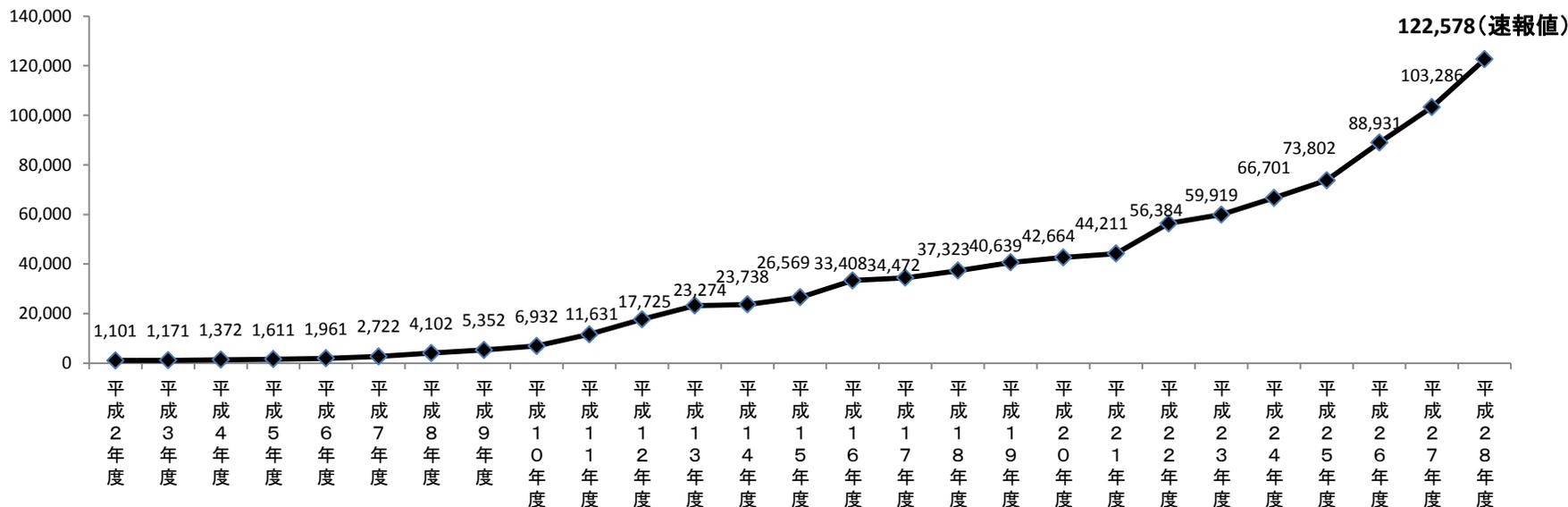
平成28年度中に、全国210か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は122,578件（速報値）で、過去最多。

※ 対前年度比118.7%（19,292件の増加）

※ 相談対応件数とは、平成28年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数。

※ 平成28年度の件数は、速報値のため今後変更があり得る

2. 児童虐待相談対応件数の推移



年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度(速報値)
件数	37,323	40,639	42,664	44,211	注 56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,578
対前年度比	108.3%	108.9%	105.0%	103.6%	-	-	111.3%	110.6%	120.5%	116.1%	118.7%

3. 主な増加要因

注) 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

- 心理的虐待に係る相談対応件数の増加（平成27年度：48,700件→平成28年度：63,187件（+14,487件））
- 警察等からの通告の増加（平成27年度：38,524件→平成28年度：54,813件（+16,289件））

（平成27年度と比して児童虐待相談対応件数が大幅に増加した自治体からの聞き取り）

- 心理的虐待が増加した要因として、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案（面前DV）について、警察からの通告が増加。
- その他、児童相談所全国共通ダイヤル（189）の広報やマスコミ報道等により国民や学校等関係機関の児童虐待への意識が高まったことに伴う通告の増加。

児童相談所での児童虐待相談対応件数(対前年度比較、都道府県、指定都市、児童相談所設置市別)

都道府県・指定都市・児童相談所設置市	児童相談所相談対応件数			対前年度増減割合
	平成27年度	平成28年度 (速報値)	対前年度増減件数	
1 北海道	2,420	3,023	603	125%
2 青森県	922	949	27	103%
3 岩手県	589	942	353	160%
4 宮城県	949	812	▲ 137	86%
5 秋田県	403	410	7	102%
6 山形県	379	331	▲ 48	87%
7 福島県	529	956	427	181%
8 茨城県	1,260	2,038	778	162%
9 栃木県	959	1,116	157	116%
10 群馬県	1,045	1,142	97	109%
11 埼玉県	6,501	9,343	2,842	144%
12 千葉県	5,568	6,775	1,207	122%
13 東京都	9,909	12,494	2,585	126%
14 神奈川県	3,773	4,105	332	109%
15 新潟県	1,020	1,240	220	122%
16 富山県	358	629	271	176%
17 石川県	399	436	37	109%
18 福井県	353	510	157	144%
19 山梨県	743	970	227	131%
20 長野県	1,761	1,909	148	108%
21 岐阜県	1,018	1,004	▲ 14	99%
22 静岡県	1,313	1,516	203	115%
23 愛知県	3,726	4,297	571	115%
24 三重県	1,291	1,310	19	101%
25 滋賀県	951	1,283	332	135%
26 京都府	1,192	1,561	369	131%
27 大阪府	10,427	10,118	▲ 309	97%
28 兵庫県	2,398	2,867	469	120%
29 奈良県	1,555	1,467	▲ 88	94%
30 和歌山県	841	1,140	299	136%
31 鳥取県	87	84	▲ 3	97%
32 島根県	155	214	59	138%
33 岡山県	486	453	▲ 33	93%
34 広島県	1,890	2,066	176	109%
35 山口県	385	551	166	143%

都道府県・指定都市・児童相談所設置市	児童相談所相談対応件数			対前年度増減割合
	平成27年度	平成28年度 (速報値)	対前年度増減件数	
36 徳島県	654	658	4	101%
37 香川県	760	959	199	126%
38 愛媛県	718	803	85	112%
39 高知県	379	291	▲ 88	77%
40 福岡県	1,229	2,300	1,071	187%
41 佐賀県	237	275	38	116%
42 長崎県	495	665	170	134%
43 熊本県	486	520	34	107%
44 大分県	983	1,230	247	125%
45 宮崎県	715	631	▲ 84	88%
46 鹿児島県	306	352	46	115%
47 沖縄県	687	713	26	104%
48 札幌市	1,480	1,798	318	121%
49 仙台市	649	743	94	114%
50 さいたま市	1,778	2,271	493	128%
51 千葉市	1,101	1,135	34	103%
52 横浜市	3,892	4,132	240	106%
53 川崎市	2,244	2,086	▲ 158	93%
54 相模原市	1,029	1,149	120	112%
55 新潟市	418	605	187	145%
56 静岡市	508	486	▲ 22	96%
57 浜松市	384	494	110	129%
58 名古屋市	2,362	2,747	385	116%
59 京都市	913	1,145	232	125%
60 大阪市	4,664	6,020	1,356	129%
61 堺市	1,490	1,605	115	108%
62 神戸市	904	1,225	321	136%
63 岡山市	315	469	154	149%
64 広島市	1,192	1,414	222	119%
65 北九州市	606	918	312	151%
66 福岡市	563	976	413	173%
67 熊本市	604	570	▲ 34	94%
68 横須賀市	657	722	65	110%
69 金沢市	329	410	81	125%
全国	103,286	122,578	19,292	119%

※指定都市、児童相談所設置市の件数は、都道府県の件数の外数である。

児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移

○ 平成28年度は、心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成18年度	15,364(41.2%)	14,365(38.5%)	1,180(3.2%)	6,414(17.2%)	37,323(100.0%)
平成19年度	16,296(40.1%)	15,429(38.0%)	1,293(3.2%)	7,621(18.8%)	40,639(100.0%)
平成20年度	16,343(38.3%)	15,905(37.3%)	1,324(3.1%)	9,092(21.3%)	42,664(100.0%)
平成21年度	17,371(39.3%)	15,185(34.3%)	1,350(3.1%)	10,305(23.3%)	44,211(100.0%)
平成22年度	21,559(38.2%)	18,352(32.5%)	1,405(2.5%)	15,068(26.7%)	56,384(100.0%)
平成23年度	21,942(36.6%)	18,847(31.5%)	1,460(2.4%)	17,670(29.5%)	59,919(100.0%)
平成24年度	23,579(35.4%)	19,250(28.9%)	1,449(2.2%)	22,423(33.6%)	66,701(100.0%)
平成25年度	24,245(32.9%)	19,627(26.6%)	1,582(2.1%)	28,348(38.4%)	73,802(100.0%)
平成26年度	26,181(29.4%)	22,455(25.2%)	1,520(1.7%)	38,775(43.6%)	88,931(100.0%)
平成27年度	28,621(27.7%)	24,444(23.7%)	1,521(1.5%)	48,700(47.2%)	103,286(100.0%)
平成28年度 (速報値)	31,927(26.0%) (+3,306)	25,842(21.1%) (+1,398)	1,622(1.3%) (+101)	63,187(51.5%) (+14,487)	122,578(100.0%) (+19,292)

- ※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。
- ※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。
- ※ 平成28年度の件数は、速報値のため今後変更があり得る。

児童相談所での虐待相談の経路別件数の推移

○ 平成28年度に、児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路は、警察等、近隣知人、家族、学校等からの通告が多くなっている。

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
18年度	5,700 (15%)	1,042 (3%)	5,475 (15%)	452 (1%)	5,672 (15%)	472 (1%)	374 (1%)	1,522 (4%)	1,472 (4%)	2,726 (7%)	5,688 (15%)	6,728 (18%)	37,323 (100%)
19年度	5,875 (14%)	1,558 (4%)	5,756 (14%)	501 (1%)	6,311 (16%)	346 (1%)	363 (1%)	1,683 (4%)	1,438 (4%)	4,048 (10%)	5,241 (13%)	7,519 (19%)	40,639 (100%)
20年度	6,134 (14%)	1,147 (3%)	6,132 (14%)	558 (1%)	6,053 (14%)	319 (1%)	282 (1%)	1,772 (4%)	1,552 (4%)	6,133 (14%)	4,886 (11%)	7,696 (18%)	42,664 (100%)
21年度	6,105 (14%)	1,237 (3%)	7,615 (17%)	504 (1%)	5,991 (14%)	317 (1%)	226 (1%)	1,715 (4%)	1,401 (3%)	6,600 (15%)	5,243 (12%)	7,257 (16%)	44,211 (100%)
22年度	7,368 (13%)	1,540 (3%)	12,175 (22%)	696 (1%)	6,859 (12%)	343 (1%)	155 (0%)	2,116 (4%)	1,584 (3%)	9,135 (16%)	5,667 (10%)	8,746 (16%)	56,384 (100%)
23年度	7,471 (12%)	1,478 (2%)	12,813 (21%)	741 (1%)	6,442 (11%)	327 (1%)	202 (0%)	2,310 (4%)	1,516 (3%)	11,142 (19%)	6,062 (10%)	9,415 (16%)	59,919 (100%)
24年度	7,147 (11%)	1,517 (2%)	13,739 (21%)	773 (1%)	6,559 (10%)	293 (0%)	221 (0%)	2,653 (4%)	1,598 (2%)	16,003 (24%)	6,244 (9%)	9,954 (15%)	66,701 (100%)
25年度	7,393 (10%)	1,554 (2%)	13,866 (19%)	816 (1%)	6,618 (9%)	290 (0%)	179 (0%)	2,525 (3%)	1,680 (2%)	21,223 (29%)	6,498 (9%)	11,160 (15%)	73,802 (100%)
26年度	7,806 (9%)	1,996 (2%)	15,636 (18%)	849 (1%)	7,073 (8%)	281 (0%)	155 (0%)	2,965 (3%)	1,714 (2%)	29,172 (33%)	7,256 (8%)	14,028 (16%)	88,931 (100%)
27年度	8,877 (9%)	2,059 (2%)	17,415 (17%)	930 (1%)	7,136 (7%)	246 (0%)	192 (0%)	3,078 (3%)	1,725 (2%)	38,524 (37%)	8,183 (8%)	14,921 (14%)	103,286 (100%)
28年度 (速報値)	9,539 (8%) (+662)	1,997 (2%) (-62)	17,428 (14%) (+13)	1,109 (1%) (+179)	7,673 (6%) (+537)	235 (0%) (-11)	202 (0%) (+10)	3,109 (3%) (+31)	1,772 (1%) (+47)	54,813 (45%) (+16,289)	8,851 (7%) (+668)	15,850 (13%) (+929)	122,578 (100%) (+19,292)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

※ 平成28年度の「その他」で最も多いのは、「(他の)児童相談所」が6,747件である。

※ 平成28年度の件数は、速報値のため今後変更があり得る。

○里親等委託率の推移

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親等委託率は、平成15年の8.1%から、平成28年3月末には17.5%に上昇

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成15年度末	29,214	84.0	2,746	7.9	2,811	8.1	34,771	100
平成16年度末	29,750	83.3	2,942	8.2	3,022	8.5	35,714	100
平成17年度末	29,765	82.5	3,008	8.4	3,293	9.1	36,066	100
平成18年度末	29,808	82.2	3,013	8.3	3,424	9.5	36,245	100
平成19年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100
平成27年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	17.5	35,703	100

※ 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。
ファミリーホームは、平成27年度末で287か所、委託児童1,261人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

里親等委託率

都道府県市別の里親等委託率の差

69都道府県市別里親等委託率（平成27年度末）

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい
 全国： 17.5%
 最小： 7.5%（秋田県）
 最大： 46.9%（静岡市）

※ 里親等委託率（%） = $\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$
 資料：平成27年度福祉行政報告例

